令和8年度名古屋市立体育館利用調整における優先基準等に関する取扱いについて

(目的)

第1 利用調整にあたって、調整の公平性、透明性及び客観性を確保するため、競技大会等の 優先基準等を作成するものである。

(競技大会等の点数化)

第2 大会毎に第1希望日を下記により点数化し、各大会の点数として調整を行うものとする。 ただし、第1希望日が第4に規定する利用調整の対象外とする日に該当する場合は、第2希望 日、第3希望日の順で利用調整の対象となる日を点数化する。

観点	内容	区分	点数
大会等の	国際・全国大会等	A	3 0
性格	西日本・中部・東海等の持ち回り大会等	В	2 0
	県・市・区単位の大会等(持ち回りでない東海大会等含む)	С	1 0
	学区、地域単位の大会等	D	5
主催団体	市又は市の機関(A)	A	2 0
	国·県·市体育協会加盟団体、学校、学校教育関係団体(県高体連等)、区関係団体、学区関係団体等	В	1 5
	上記以外	С	5
大会規模	参加者数 1,000 人以上	_	7
(参加者	800 人~999 人	_	5
数、観客	500 人~799 人	_	4
含む)	300 人~499 人	_	3
	100 人~299 人	_	2
	100 人未満	_	1
主催団体	1日	_	1 8
ごとの希	2 日	_	1 5
望延日数	3~5 日	_	1 3
	6~10 日	_	1 1
	11~30 日	_	7
	31~50 日	_	6
	51~80 日	_	5
	81~120 日	_	4
	121~160 日	_	3
	161~200 日	_	2
	201 日以上	_	1
大会の	平日のみ希望	A	1 5
希望日程	上記及び下記以外	В	1 0
	日曜日を含む希望	С	2

前年度	前年度実績あり	A	1 0
実績	前年度実績なし(新規含む)	В	5

なお、上記の観点の考え方は次のとおりとする。

- 1 「大会等の性格」の考え方は次のとおりとする。
 - (1) 「国際大会」とは、ワールドカップやアジア競技大会等、海外のチームが参加する大会等とする。
 - (2) 「全国大会」とは、国民体育大会等、北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・ 九州の各地域ブロックの3分の2以上の地域ブロックから参加者がある大会等とする。 また、日本リーグ等、全国各地を転戦する大会、全国大会の決勝等を含むものとする。
 - (3) 「西日本・中部・東海等の持ち回り大会」とは、国民体育大会ブロック予選等、参加者が愛知県を含む 3 県以上の地域から参加者がある大会で、且つ参加地域で開催地を持ち回る大会とし、原則、前年度に本市で開催実績がある大会は、持ち回りの大会とはしないものとする。
 - (4) 「県・市・区単位の大会等」とは、愛知県大会や名古屋市大会、各区大会等、県単位、 市単位、区単位で開催され、それぞれ愛知県内、名古屋市内、区内からの参加者がある 大会等で、持ち回りをしない西日本・中部・東海の大会等も含むものとする。
 - (5) 「学区、地域単位の大会等」とは、学区内、地域居住者が参加する大会等及び上記(1) から(4)に該当しない大会等とする。
- 2 「主催団体」の考え方は次のとおりとする。
 - (1) 「主催団体」とは、「使用希望表」の主催団体名(領収書名)に記載される主催者とする。
 - (2) 「市の機関」とは、名古屋市が構成団体の一員として参加する実行委員会等を含むものとする。
 - (3) 「国・県・市体育協会加盟団体」とは、(公財)日本スポーツ協会・(公財)愛知県スポーツ協会・(公財)名古屋市教育スポーツ協会が作成している名簿に当該年度の10月1日に登載されている団体とする。

なお、その支部や下部組織が独自に開催するものは、当該加盟団体の主催として扱わないものとする。

- (4) 「学校」とは、学校教育法第1条で規定する学校(大学を除く)及び幼稚園に準ずる ものとして保育園、幼児園も含むものとする。また、「学校教育関係団体」とは、「スポ ーツ施設の使用料の減免に関する取扱要綱」に規定する団体とするが、減免の有無とは 関係しないものとする。
- (5) 「区関係団体、学区関係団体」とは、原則、団体名に当該区又は学区名が入り、且つ区 又は学区の居住者等により構成される団体とし、区政協力委員会、PTA、子ども会等の地 域活動団体とする。
- 3 「大会規模」は、開催日数が2日以上の大会等は、大会等を通じての延べ人数ではなく、 1日あたりの大会の観客を含めた参加者数とする。
- 4 「主催団体ごとの希望延日数」の考え方は次のとおりとする。
 - (1) 主催団体とは、前2項に規定する主催者とする。

- (2) 午前のみや夜間のみ等、1日の一部の区分を希望する場合も1日として通算する。
- (3) 当該主催団体が主催する大会は、すべて同じ点数とする。
- 5 「大会の希望日程」の点数は、大会日程を通じて一律に同じ点数とする。複数の「使用希望表」に渡る場合でも大会名で区別し扱うものとする。
- 6 「前年度実績」の考え方は次のとおりとする。
 - (1) 実績の有無は、主催団体、大会名及び開催日数を比較して判断するものとし、大会名が相違するものは、新規の大会としての取り扱いとする。
 - (2) 「西日本・中部・東海等の持ち回り大会」は、前年度を前回と読み替える。
 - (3) 「前年度実績」の点数は、当該大会の前年度の開催の有無及び日数を比較し、希望日数が実績を超える場合は、相応する分のみを実績(例:希望日数が3日で実績が1日の場合は、相応する1日のみを10点)とする。

また、第1競技場及び第2競技場の併用希望における「前年度実績」の点数は、一律に高い方の点数(例:実績が第1競技場のみの場合でも、第1競技場、第2競技場ともに10点)とする。

(4) 工事休館の影響が見込まれたため、前年度に名古屋市立体育館を使用できず、それ以外の施設(他の市町村の体育館、学校の体育館等)を使用しており、かつ、前々年度に名古屋市立体育館を使用した実績がある場合は「前年度実績あり」を「前々年度実績あり」と読み替える。また、日本ガイシスポーツプラザの使用実績については、令和8年度分利用調整に限り、令和5年度実績でも可とする。

(調整の対象とする施設区分)

第3 調整を行う施設は、第1競技場及び第2競技場(名古屋市総合体育館第3競技場、名古屋市体育館競技場、露橋スポーツセンター競技場及び柔剣道場、志段味スポーツランド競技場、瑞穂公園体育館第3競技場を含む)とする。それらに付帯する会議室等の日程調整は行わない。

(利用調整の対象外とする日)

- 第4 利用調整に先立ち、次の日程を事前確保する。
 - (1) 名古屋市条例施行細則で定められた休館日
 - (2) 名古屋市執行工事日
 - (3) 名古屋市総合体育館レインボーホール併用使用日
 - (4) 名古屋市スポーツ市民局が主催するスポーツ大会等
 - (5) 利用調整に先立って確保する一般開放日
 - (6) プロスポーツチームとの協定に基づくホームゲーム開催日
 - (7) 日本代表又は日本代表に準ずるチームによる海外のチームとの試合(練習日含む)
 - (8) アジア・アジアパラ競技大会にかかる競技日程及び練習日程、テストイベント等

(優先順位の基準)

- 第5 優先順位の決定基準は次のとおりとする
 - (1) 第1競技場と第2競技場を同時に、点数が高い大会から順に日程・会場を確定する。

- (2) 競合(同じ点数で日程・会場の希望が重複)した場合の優先順位は、次のとおりとする。
 - ① 「大会等の性格」、「主催団体」、「大会規模」、「主催団体ごとの希望延べ日数」、「大会の希望日程」及び「前年度実績」の順で点数の高い大会を優先する。
 - ② 上記①が全て同点の場合は、第2希望以下を確認して調整を行う。
 - ③ 上記②までに調整がつかない場合は、「大会規模」に基づく参加者数の多い順、次に「主催団体ごとの希望延べ日数」の少ない順とする。

(調整作業)

- 第6 点数順による日程・会場確保のほか、次のとおり調整する。
 - (1) 競技大会の日程が「使用希望表」に記載された範囲内で確保できない場合は、大会担当者と電話連絡等による調整を行う。
 - (2) 小規模な会場(中・昭和スポーツセンターの第 1 競技場、志段味スポーツランドの競技場)で開催可能な大会を「使用希望表」の記載やヒアリング内容により調整確保する。
 - (3) 希望会場での開催の可否等について、大会内容を確認の上、留意して調整確保する。
 - (4) 大型の備品等の関係で特定施設でのみ開催できる競技については、個別に調整を行う。
 - (5) 大会担当者の了承を得た範囲で他大会と開催希望日程・会場を入れ替える等、開催可能な競技大会数が最大限となるよう調整を行う。